

有効期間満了日 令和8年3月31日
熊生企第391号
令和2年5月29日

金融機関の防犯基準の制定について（通達）

金融機関の防犯対策については、平成26年12月18日警察庁策定の「金融機関の防犯基準」に基づき実施中のところ、この度、別添「金融機関の防犯基準の制定について（通達）」（令和2年5月22日付け警察庁丙生企発第333号）により、インターネットバンキングに係る不正送金事犯関連部分を見直した新たな防犯基準が示されたことから、各警察署においては、当該防犯基準に基づく対策・指導を推進されたい。

※ 警察庁通達「金融機関の防犯基準の制定について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。